

## 第7期介護保険事業計画の給付見込みと保険料について

平成30年1月31日

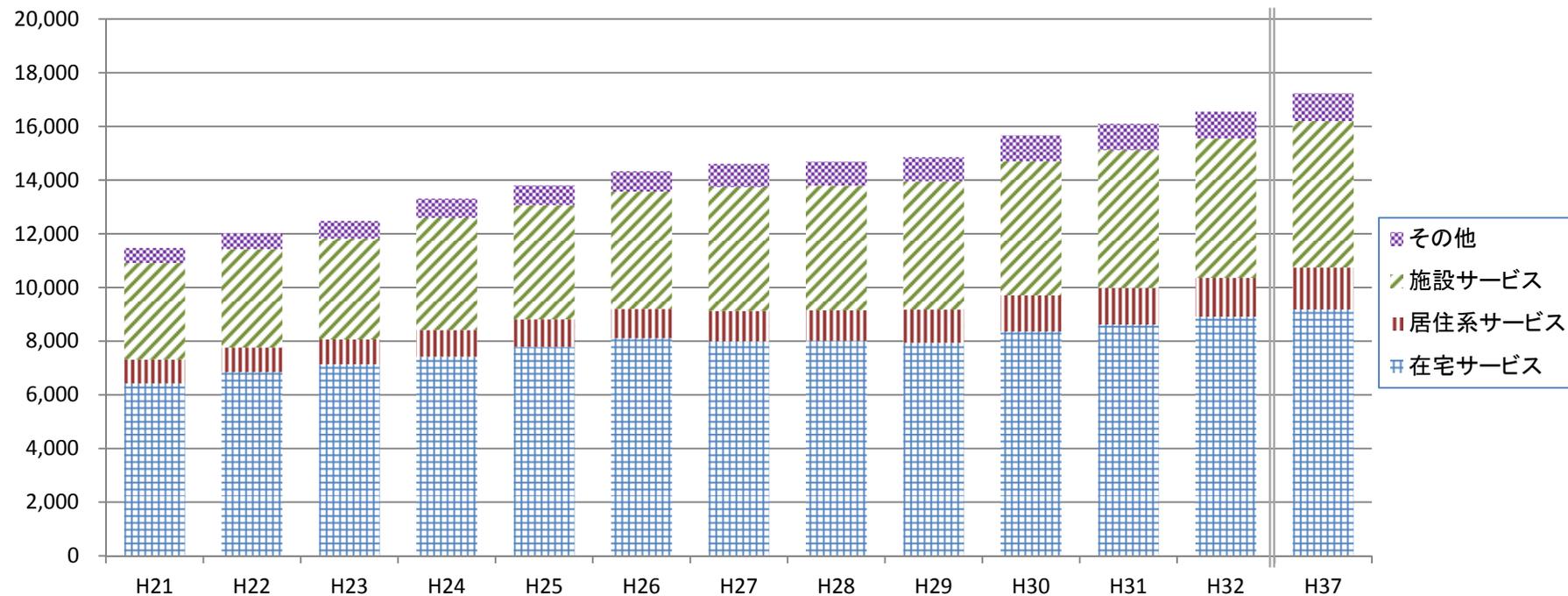
健康福祉部長寿介護課

## 必要サービス見込量の推計

施設等の入所・入居者数、標準的な居宅サービスの受給者数を基に、第6期中のサービス種類ごとの受給率、一人当たりの日数・回数・支給額を参考に、必要なサービス量(給付費見込額)を推計。  
第7期計画期間及び平成37年度の必要サービス量を、次のとおりに見込んでいる。

サービス別給付の推移

(単位:百万円)



単位:千円

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
在宅サービス	6,431,131	6,856,163	7,144,665	7,425,380	7,789,010	8,110,046	7,998,213	8,015,623	7,941,350	8,363,499	8,622,908	8,914,333	9,181,169
居住系サービス	884,890	907,003	920,697	991,162	1,025,004	1,094,149	1,134,711	1,136,775	1,238,390	1,345,659	1,365,487	1,447,144	1,568,678
施設サービス	3,602,129	3,668,047	3,757,950	4,180,001	4,257,985	4,370,382	4,612,713	4,645,547	4,780,362	4,998,312	5,129,718	5,194,829	5,452,150
その他	555,372	598,722	658,049	721,676	741,344	763,539	867,465	895,400	899,403	963,243	983,510	1,000,774	1,041,099
合計	11,473,522	12,029,935	12,481,361	13,318,219	13,813,342	14,338,116	14,613,102	14,693,346	14,859,506	15,670,713	16,101,623	16,557,080	17,243,096

## 保険料基準額(見込額)の算定について

平成30～32年度の標準給付費見込額	48,329,416千円	
〃 地域支援事業費	2,040,664千円	
合 計	50,370,080千円	(A)

① 第1号被保険者負担分相当額	11,585,118千円	保険料分 総費用額(A)の23%
② 調整交付金相当額	2,473,314千円	調整交付金ルール分 5%
③ 調整交付金見込額	3,297,702千円	調整交付金見込交付割合 平均6.67%

④ 財政安定化基金償還金	0千円	
⑤ 財政安定化基金拠出金見込額	0千円	(A) × 拠出率 (0.0%)

⑥ 介護給付費準備基金取崩見込額	450,000千円	
------------------	-----------	--

保険料収納必要額	10,310,730千円	① - (③ - ②) + ④ + ⑤ - ⑥
÷ 予定保険料収納率	98.76%	
÷ 補正後被保険者数	131,783人	平成30～32年度の被保険者数 (*)
保険料基準額(年見込額)	79,200円	保険料基準額に対する弾力化をしなかった場合の保険料年額(端数処理前 81,808円)

(\*) 所得段階別加入割合による補正被保険者数

### ○参考 介護保険法(平成9年法律第123号)

(保険料)

第二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービス見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第四百七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

## 第7期の介護保険料について

- 市町村は、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行います。
- 保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つように設定されます。(3年度を通じた同一の保険料)

第1期 ~ 第6期						第7期(平成30年度~平成32年度)
事業運営期間		保険料(月額)				
		全国平均	県平均	鶴岡市	保険料(月額)	
H12年度	第1期	2,911円	2,595円	2,750円	前期からの伸び率 (+21.9%)	○保険料上昇の要因  ・第1号被保険者の保険料負担割合の上昇 〔第1号保険料(高齢者負担割合)が22%→23%、第2号保険料(40歳~64歳)が28%→27%に改められ、高齢者負担が増加。〕
H13年度						
H14年度						
H15年度	第2期	3,293円	3,107円	3,353円	(+24.0%)	・財政調整交付金の交付割合の減少 〔後期高齢者割合の全国平均値が増加、また市の所得段階別被保険者割合が全国平均値に近づくことにより、交付割合が減少〕
H16年度						
H17年度						
H18年度	第3期	4,090円	3,799円	4,158円	(+5.6%)	・平成30年度報酬改定 ・平成31年10月消費税率・処遇改善加算の見直し ・受給者の増加による自然増等
H19年度						
H20年度						
H21年度	第4期	4,160円	3,902円	4,392円	(+22.6%)	○保険料抑制の要因 ・6期期間中の準備基金積立額の取崩し ・被保険者数の増加
H22年度						
H23年度						
H24年度	第5期	4,972円	4,784円	5,383円	(+16.0%)	約6,600円程度 (+5.7%)
H25年度						
H26年度						
H27年度	第6期	5,405円 (+8.7%)	5,640円 (+17.9%)	6,242円		
H28年度						
H29年度						

※ 鶴岡市の第1期及び2期保険料は、旧鶴岡市。

## 現時点における第7期介護保険料基準額の見込み

○第7期保険料基準額 月額 約 6,600円程度 (第6期 6,242円)

○第7期保険料における主な上昇要因 (月額ベース)

・第1号被保険者負担割合の改定 (22%⇒23%)	約 300円増
・平成29年4月の介護職員処遇改善加算率改定	約 62円増
・調整交付金交付割合の減少 (7.3%⇒6.7%見込み)	約 170円増
・平成30年度報酬改定 (+0.54%)	約 28円増
・平成31年10月消費税率の見直し	約 10円増
・平成31年10月処遇改善加算の見直し	約 51円増
・受給者の増加による自然増等	約 161円増

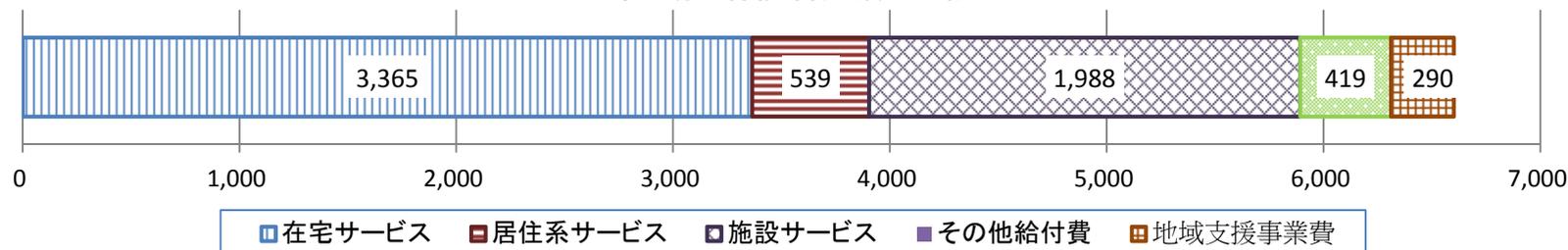
○第7期保険料における抑制要因 (月額ベース)

・6期期間中の準備基金積立額の取崩し	約 290円減
・被保険者数の増加 (3か年平均810人増)	約 230円減
・費用負担の見直し (3割負担導入)	約 2円減

○施設整備による保険料への影響 (粗い試算) 約 98円増

- ・小規模特養29床、小規模多機能2箇所定員計58名 (平成29年度)
- ・グループホーム18床 (平成31年度)

第7期の保険料月額の内訳



## 第7期介護保険料の所得段階別設定について

負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第6期において保険料負担段階を10段階から12段階にきめ細かくするとともに所得の高い層の負担割合を引き上げることにより、保険料基準額の上昇を抑えている。第7期においてもこの多段階化を継続する。

### 【所得段階別保険料見込額】

市民税の課税状況		第5期 (H24～26年度)					第6期 (H27～29年度)					第7期 (H30～32年度)								
		段階	対象者	保険料率	年額	月額	段階	対象者	保険料率	年額	月額	人数 (H29)	段階	対象者	保険料率	年額	月額	増減 (月額)	増減率	
世帯非課税	本人非課税	第1段階	生活保護か老齢福祉年金受給者	0.5	32,300	2,692	第1段階	生活保護か老齢福祉年金受給者	0.45	33,800	2,817	5,626	第1段階	生活保護か老齢福祉年金受給者	0.45	35,700	2,975	158	5.6%	
		第2段階	判定所得金額が80万円以下	0.5	32,300	2,692	第2段階	判定所得金額が80万円以下	0.65	48,700	4,058	3,304	第2段階	判定所得金額が80万円以下	0.65	51,500	4,292	234	5.8%	
		第3段階	判定所得金額が120万円以下	0.7	45,200	3,767	第3段階	判定所得金額が120万円以下	0.7	52,500	4,375	2,864	第3段階	判定所得金額が120万円以下	0.7	55,400	4,617	242	5.5%	
		第4段階	第1～3段階以外	0.75	48,500	4,042	第4段階	第1～2段階以外	0.9	67,400	5,617	7,226	第4段階	第1～2段階以外	0.9	71,300	5,942	325	5.8%	
		第5段階	判定所得金額が80万円以下	0.95	61,400	5,117	第5段階 (基準額)	判定所得金額が80万円以下	1	74,900	6,242	9,041	第5段階 (基準額)	判定所得金額が80万円以下	1	79,200	6,600	358	5.7%	
		第6段階	上記以外	1	64,600	5,383	第6段階	上記以外	1.25	93,700	7,808	7,519	第6段階	上記以外	1.25	99,000	8,250	442	5.7%	
世帯課税	本人課税	第7段階	合計所得金額が125万円未満	1.25	80,800	6,733	第7段階	合計所得金額が125万円未満	1.5	112,400	9,367	3,777	第7段階	合計所得金額が125万円未満	1.5	118,800	9,900	533	5.7%	
		第8段階	合計所得金額が190万円未満	1.5	96,900	8,075	第8段階	合計所得金額が190万円未満	1.75	131,100	10,925	1,795	第8段階	合計所得金額が190万円未満	1.75	138,600	11,550	625	5.7%	
		第9段階	合計所得金額が400万円未満	1.8	116,300	9,692	第9段階	合計所得金額が400万円未満	1.8	134,900	11,242	701	第9段階	合計所得金額が400万円未満	1.8	142,600	11,883	641	5.7%	
		第10段階	合計所得金額400万円以上	1.9	122,800	10,233	第10段階	合計所得金額が700万円未満	1.85	138,600	11,550	519	第10段階	合計所得金額が700万円未満	1.85	146,500	12,208	658	5.7%	
		第11段階	合計所得金額1,000万円未満	1.9	142,400	11,867	137	第11段階	合計所得金額が1,000万円未満	1.9	142,400	11,867	137	第11段階	合計所得金額が1,000万円未満	1.9	150,500	12,542	675	5.7%
		第12段階	合計所得金額1,000万円以上	1.95	146,100	12,175	193	第12段階	合計所得金額が1,000万円以上	1.95	146,100	12,175	193	第12段階	合計所得金額が1,000万円以上	1.95	154,400	12,867	692	5.7%

注) 判定所得金額: 課税年金収入額と合計所得金額の合計

1段階は公費(0.05)投入後。消費税率見直し(H31(2019)年10月)に合わせてさらなる公費投入を行い、第1段階0.45→0.3、第2段階0.65→0.4、第3段階0.7→0.65となる予定